
7 0 9 3. 通関係関連省庁添付登録

業務コード	業務名
MS F 0 1	通関係関連省庁添付登録（検疫所（食品））
MS F 0 2	通関係関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）

1. 業務概要

(1) 通関系関連省庁添付登録（検疫所（食品））の場合（MSF01業務）

「食品等輸入届出事項登録（IFA）」業務後に、届出に係る関係書類を添付する場合、本業務を行う。

(2) 通関系関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）の場合（MSF02業務）

「輸入畜産物検査申請事項登録（ILA）」業務、「輸入動物検査申請事項登録（IOA）」業務、「輸入犬等検査申請事項登録（IQA）」／「輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）（IQA01）」業務、「輸入植物検査申請事項登録（IPA）」業務、「輸出畜産物検査申請事項登録（EMA）」業務、「輸出動物検査申請事項登録（EOA）」業務、「輸出犬等検査申請事項登録（EQA）」業務、「輸出植物検査申請事項登録（EPA）」業務、または「輸出植物検査申請事項登録（再輸出）（EPD）」業務後に、申請に係る関係書類を添付する場合、本業務を行う。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) MSF01業務の場合

(A) 添付ファイルチェック

(a) 共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「EDI仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

(b) 業務個別チェック

①添付ファイルが存在すること。

②添付ファイル数が、20ファイル以内であること。

③ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、30メガバイト以内であること。

④添付ファイルの合計サイズが、30メガバイト以内であること。

⑤添付ファイル名が、50バイト以内であること。（拡張子含む。）

⑥添付ファイル名が、重複していないこと。

⑦添付ファイル名が、以下のとおりであること。（詳細は、「EDI仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

・1バイト文字は、半角英数字（大文字、小文字）、ハイフン、アンダーバー、ピリオド（拡張子のみ）とする。

・2バイト文字は、JISX 0208：1997の範囲とし、漢字については、JIS第一水準漢字、第二水準漢字とする。

(B) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②食品等輸入届出事項登録をした利用者と同じであること。

(C) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

なし。

(D) DB関連チェック

- ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。
- ②食品等輸入届出事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤全欄が事前審査終了済でないこと。
- ⑥全欄が審査終了済でないこと。

(2) MSF02業務の場合

(A) 添付ファイルチェック

(a) 共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。(使用可能な拡張子は、「EDI仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。)

(b) 業務個別チェック

- ①添付ファイルが、存在すること。
- ②ファイル数が20件以内であること。
- ③ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、10メガバイト以内であること。
- ④添付ファイルの合計サイズが、30メガバイト以内であること。
- ⑤添付ファイル名が、35バイト以内であること。(拡張子含む。)

(B) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②各検査申請事項登録をした利用者と同じであること。
- ③輸入畜産物検査申請の入庫情報に紐づける場合は、輸入畜産物検査申請入庫状況登録をした利用者(利用者ID(8桁))と同じであること。

(C) 入力項目チェック

(a) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

(b) 項目間関連チェック

なし。

(D) システム状態チェック

- ①動物検疫関連の事項登録業務後に行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。
- ②植物検疫関連の事項登録業務後に行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

(E) DB関連チェック

(a) ILA業務実施後の場合(申請情報に紐づく添付ファイル)

- ①「輸入畜産物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸入畜産物検査申請事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤書類審査済みでないこと。

(b) ILA業務実施後の場合(入庫情報に紐づく添付ファイル)

- ①「輸入畜産物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸入畜産物検査申請済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤結果登録済でないこと。

(c) IOA業務実施後の場合

- ①「輸入動物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸入動物検査申請事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤検査結果登録済でないこと。

(d) IQA (IQA01) 業務実施後の場合

- ①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸入犬等検査申請事項登録、または輸入犬等検査申請事項登録(試験研究用)完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤検査結果登録済でないこと。

(e) IPA業務実施後の場合

- ①「輸入植物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸入植物検査申請事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤検査結果登録済でないこと。

(f) EMA業務実施後の場合

- ①「輸出畜産物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸出畜産物検査申請事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤受理済みでないこと。

(g) EOA業務実施後の場合

- ①「輸出動物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸出動物検査申請事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤検査結果登録済でないこと。

(h) EQA業務実施後の場合

- ①「輸出入犬等検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸出犬等検査申請事項登録完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤検査結果登録済でないこと。

(i) EPA (EPD) 業務実施後の場合

- ①「輸出植物検査申請DB」に登録されていること。
- ②輸出植物検査申請事項登録、または輸出植物検査申請事項登録(再輸出)完了済であること。
- ③無効でないこと。
- ④取止めされていないこと。
- ⑤検査結果登録済でないこと。

(j) 書類区分

ILA業務実施後、IOA業務実施後、IQA (IQA01) 業務実施後、EMA業務実施後、EOA業務実施後、EQA業務実施後の場合、添付区分コードとして「添付区分管理(動物)DB」に登録されていること。

I P A業務実施後、E P A（E P D）業務実施後の場合、添付区分コードとして「添付区分管理（植物）DB」に登録されていること。

5. 処理内容

（1）MSF01業務の場合

（A）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（B）添付ファイル管理DB処理

①システムで添付番号を払い出し、添付ファイルごとにファイル通番を払い出す。

②食品等輸入届出DBより届出情報を登録する。

（C）食品等輸入届出DB処理

入力内容を食品等輸入届出DBに登録する。

（D）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（2）MSF02業務の場合

（A）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-000000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-000000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（B）各申請DB処理

（a）I L A業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸入畜産物検査申請DBに登録する。

（b）I O A業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸入動物検査申請DBに登録する。

（c）I Q A（I Q A 0 1）業務、E Q A業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出入犬等検査申請DBに登録する。

（d）I P A業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸入植物検査申請DBに登録する。

（e）E M A業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出畜産物検査申請DBに登録する。

（f）E O A業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出動物検査申請DBに登録する。

（g）E P A（E P D）業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出植物検査申請DBに登録する。

（C）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者

7. 特記事項

- (1) 添付ファイルの取出しは、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所利用者のみ可能とする。
- (2) 添付ファイルの送付先によりシステム識別を以下の通り、設定する。
 - ①送付先が厚生労働省（食品）の場合、輸入食品監視支援業務：4
 - ②送付先が植物防疫所の場合、植物検疫関連業務：5
 - ③送付先が動物検疫所の場合、動物検疫関連業務：6